

# 荒瀬ダム除却許可申請書概要

報道機関配布用

1. 申請内容 : 河川法第24条(土地の占用許可)、河川法第26条第1項(工作物の除却許可)

## 1. 河川の名称

一級河川球磨川水系球磨川

## 2. 目的

荒瀬ダム撤去計画に基づき、荒瀬ダム、取水施設、放水路の撤去を実施するもの

## 3. 場所

熊本県八代市坂本町

## 4. 工作物の名称又は種類

荒瀬ダム、取水施設、放水路

## 5. 工事の実施方法

工事の実施方法(次項)のとおり

## 6. 工期

許可の日から平成30年3月31日まで

## 7. 占用面積

12,063.96m<sup>2</sup>

## 8. 占用の期間

許可の日から平成30年3月31日まで

## 2. 工事の実施方法

### (1) 工事の目的

本工事は、平成22年3月31日をもって藤本発電所の水利使用許可が失効したことから、当発電所関連の河川区域内工作物である荒瀬ダム、取水施設及び放水路の撤去を行うものである。

なお、これら工作物の撤去は、撤去後の自然再生力による中長期的な河川環境回復に円滑につなげていけるよう、治水面及び環境面へ十分配慮して行うこととする。

### (2) 工事の施工計画概要

治水面および環境面を考慮し、左岸部については現下流地形(護岸)を基準に撤去、左岸河床部については元地形から2mの深さを基本に撤去、みお筋部は水叩きも含めて全撤去、右岸部は現下流地形を基準に撤去する。

撤去の手順・工法は、右岸先行スリット撤去工法とする。

撤去の期間は、撤去範囲及び河川環境に配慮した施工期間を踏まえ、6ヵ年(6段階)とする。

下流河川や工事現場内の安全性を向上させるとともに、右岸スリットの施工前に土砂の流出状況を確認するために、第1段階において水位低下設備を設置しダム水位を低下させたうえで撤去工事を実施する。

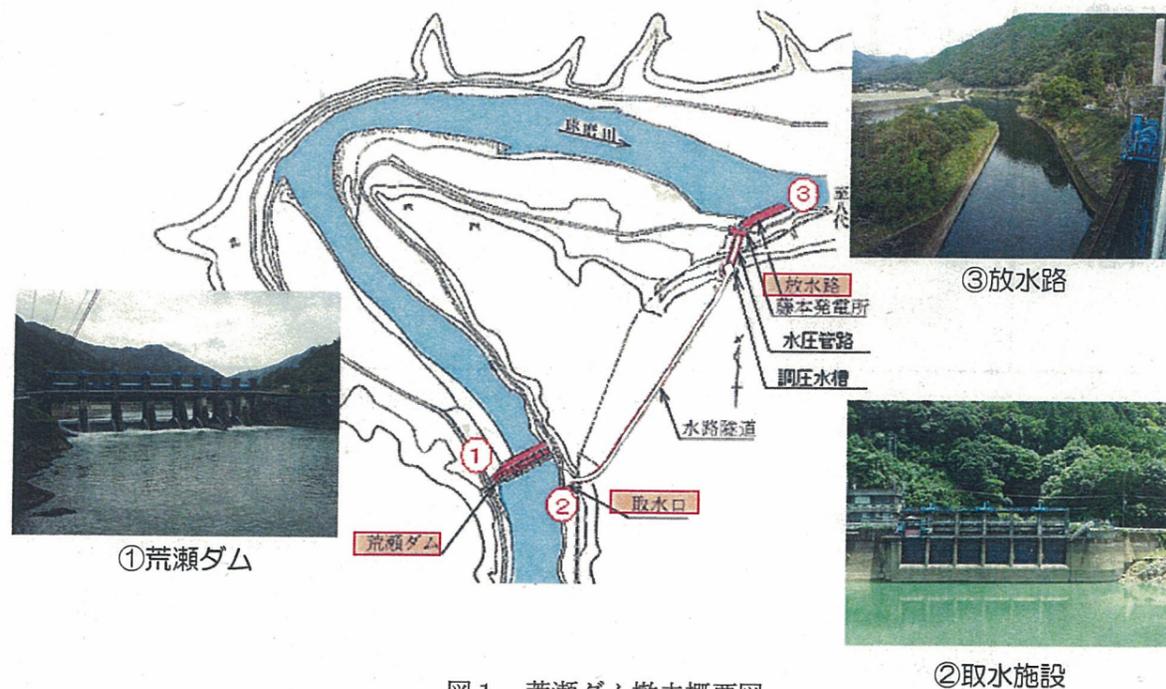


図1 荒瀬ダム撤去概要図

(6) 仮設備

ダム本体撤去工事を行うため、以下のような仮設備を配置し、河川内での工事を実施する。

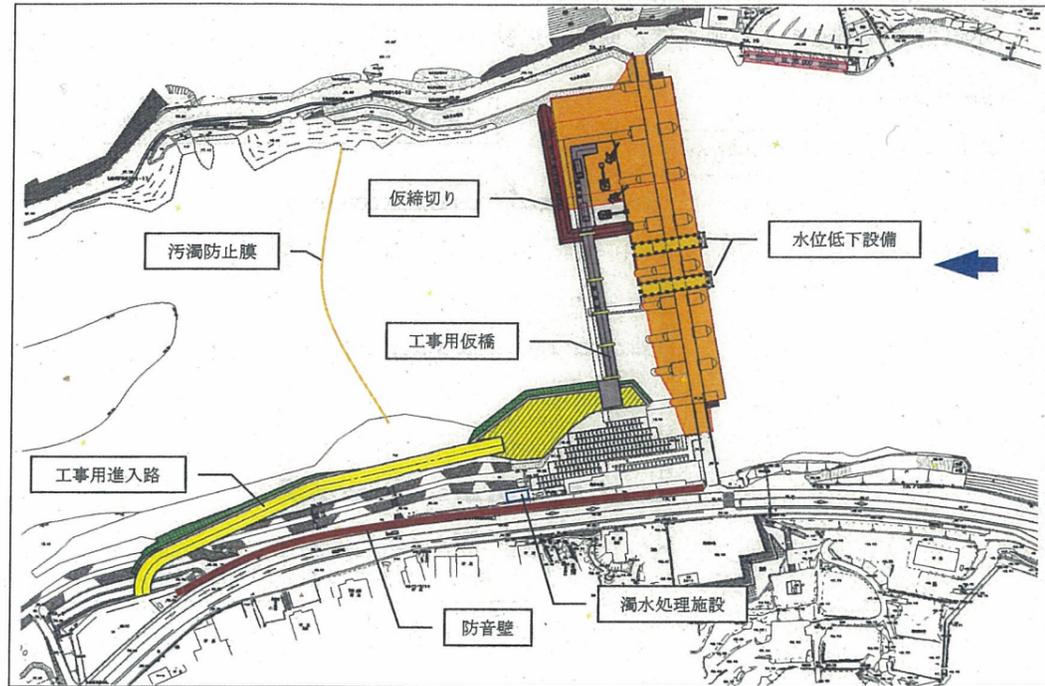


図4 仮設備配置計画図

1) 河川内ヤードおよび上流側仮橋

撤去したコンクリート塊は、上流左岸における河川内ヤードにおいて小割り再資源化した後に、上流側に配置する工事用仮橋を経由して右岸の水路隧道に運搬し、充填再利用する。また、上流右岸側における堆砂除去の搬出にも上流側工事用仮橋を利用する。

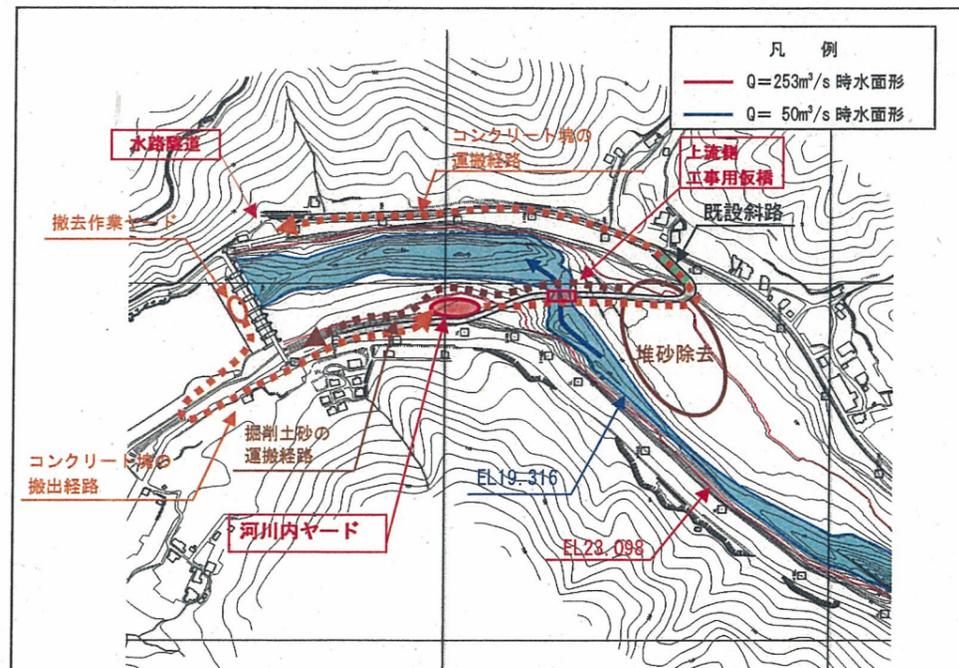


図5 上流側仮設備配置図

2) 水位低下設備

ダムの貯水位を低下させることにより、下流河川や工事現場内の安全性を向上させるとともに、工事の仮設規模を抑え、撤去工事の工期短縮を図ることなどから水位低下設備を設置する。水位低下設備の目的としては、大きく以下の3項目がある。

【非出水期】

- ①初年度に、土砂の流出状況や濁度の変化を見ながら貯水位を徐々に低下させる。
- ②本体撤去工事中には、転流工として使用する。

【出水期】

- ③出水を利用して自然排砂を行い、土砂の流出状況を確認する。

したがって、以下のような設備とする必要がある。

- ・ 工事中的出水を安全に流下できる規模とする。
- ・ 貯水位を徐々に低下させるための流量調節機能を有する。
- ・ 不測の事態に対して緊急に閉操作ができる機能を有する。

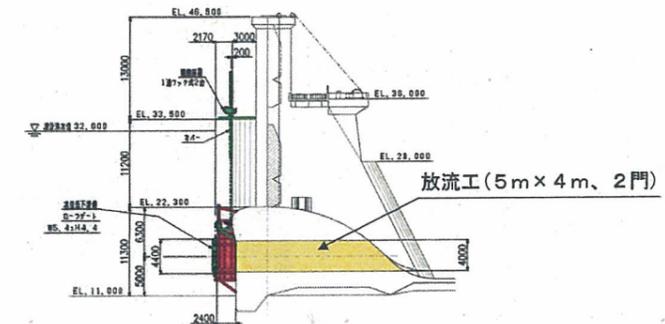


図6 水位低下設備側面図

<水位低下設備の構造>

- ・ 水位低下設備ゲート2門のうち、水位低下操作を行う1門はローラーゲートとし、水位低下操作を行わない1門はスライドゲートとする。
- ・ ローラー軸等の部材は、鉄鋼とする。

施工に係る費用の概算および撤去資金計画

(1) 施工に係る費用の概算

約24億円(ダム本体撤去、取水施設撤去、放水路撤去)

参考(荒瀬ダム撤去費用)

今回申請分: 約24億円(ダム本体撤去、取水施設撤去、放水路撤去)

その他: 約49億円(護岸工、道路嵩上、土砂撤去工等)

計 約73億円

※平成20年度時点での概算額であり、現在精査中

(2) 資金計画

撤去資金については、荒瀬ダム撤去に活用可能な内部留保資金(約42億円: H21決算時点)並びに護岸工及び道路嵩上等に対する一括交付金を活用するとともに、更なる国からの支援やコスト削減の検討等を行っている。

荒瀬ダム撤去に係る許可申請の内容

1 申請の目的

河川法の手続き上、河川区域内の土地における工作物を除却しようとする者は、河川管理者の許可を受ける必要があり、荒瀬ダムについては、平成24年度からの撤去工事を行うため、法手続きとして除却申請を行う。

2 申請の種類

○ 土地の占用の許可(河川法第24条)

河川区域内の土地に工作物を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受ける必要があり、荒瀬ダムについては、撤去工事期間における占用の申請も行う。

○ 工作物の除却の許可(河川法第26条1項)

(抜粋)

河川法第26条(工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。...

3 許可申請期間

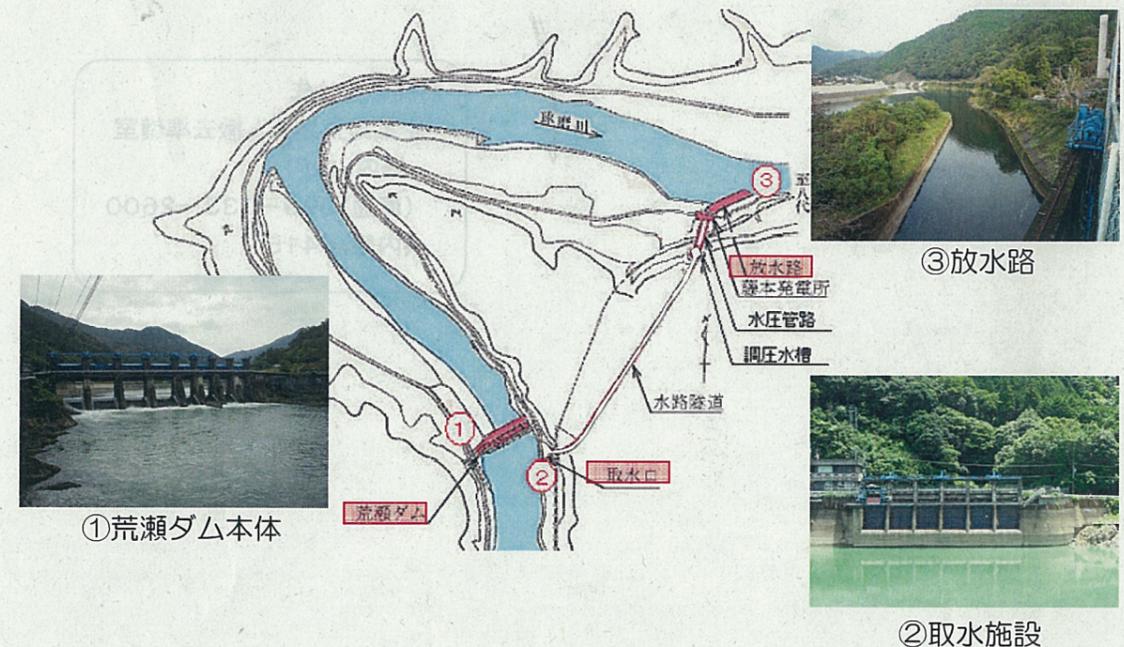
許可の日から平成30年3月31日まで(6ヵ年)

4 申請(除却)の範囲

① 荒瀬ダム本体 ② 取水施設 ③ 放水路

※河川外施設(藤本発電所、水路隧道等)については対象外

(参考) 申請の範囲



報道資料

平成23年9月1日

荒瀬ダム撤去に係る許可申請について

荒瀬ダム撤去工事を行うための河川法の手続きとして、除却等の許可申請を下記のとおり行います。

当日の申請については、企業局から窓口の国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に提出します。

記

- 1 申請書提出日時  
平成23年9月2日（金） 午前10時
- 2 申請書提出場所  
国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所 1階会議室  
（住所：八代市萩原町1丁目708-2）
- 3 申請内容  
裏面資料のとおり

お問い合わせ先  
企業局荒瀬ダム撤去準備室  
堀内、山内  
（直通）096-333-2600  
（内線）6415